

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年6月15日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「所有者不明土地について話させていただく。所有者不明土地には二つのタイプがあり、一つは登記簿から所有者が直ちに判明しないというもので、登記簿上の所有者は分かるものの、その方は既に亡くなれており、誰が相続して所有者となったのかが分からないというものである。もう一つは所有者は判明するが、所在が不明で連絡が取れないというものである。所有者不明土地は、日本全体で国土の22パーセント位あるといわれており、九州と同じくらいの広さになる。所有者不明土地となる原因は二つあり、一つは相続登記されていないというもので66パーセント、もう一つは住所変更の登記をしていないというもので34パーセントである。登記されていない原因は、登記に費用がかかることと、戸籍謄本等を用意しなければならず面倒ということである。私自身の感覚では、岩手は非常に多いと思う。それは岩手は山林とかが多く、価値があまりない土地に費用をかけてまで登記をする必要がないと考える方がたくさんいたと思うからである。政府では2020年に方針を出し、法律が成立している。これにより、相続登記が義務化され、相続発生から3年以内に登記しなければならないことになった。義務化を実効的にするために、正当な理由なく登記しない場合には行政罰の過料に処せられることになった。ただし、相続が発生した場合に、例えば兄弟でもめて、誰が相続するのか、なかなか話がまとまらない場合には、3年では登記できないこともあるため、新しい登記として、「相続人申告登記」という制度がつけられた。これは、相続人のうちの一人が届け出るという制度である。そうすると、少なくとも登記簿上は相続が発生したと、相続人の一人については連絡先が分かることになる。これを3年以内にしなければならないということである。これまでもあった「相続登記」というのは、B、C、Dという3人の兄弟で話し合った結果、父Aの所有土地を長男Bが相続することが決まれば、それはそれで3年以内に登記するというもので、「相続登記」とは別に「相続人申告登記」という新しい制度がつけられたということである。また、住所変更の申請も義務化された。これも正当な理由がなく申請しなければ過料に処せられることになった。ただ、ほとんどのケースでは過料に処せられずに済むのではないかとされている。それは、住所変更についても一つ制度をつくっており、法務局が調査をして、登記上の名義人について住所変更があった場合には、職権で住所変更することができるようになったためである。「相続土地

国庫帰属制度」もできた。これは簡単に言えば、相続した土地が要らないという方は、国庫に帰属させてもらうという制度である。手続としては、相続した土地が要らないと思っただ方は、国に対して承認申請を行い、国で要件審査をする。例えば、「土地の上に建物がある」「土地に担保がついている」「隣地との境界が不明」というような場合は要件を満たさないことになるが、要件審査を通れば、負担金を支払うことになる。これは一応管理費用の10年分ということになっていて、一番管理費用がかからないといわれる原野で20万円位、一番管理費用がかかるであろう市街地の宅地で80万円位といわれている。これを納付すれば国庫帰属となる。かつては、土地を手放すということを認めるとモラルハザードになり、みんなが管理しなくなってしまうということから、反対がすごく多かったが、既に国土の約22パーセントが所有者不明土地になってしまっているためだと思うが、「相続土地国庫帰属制度」というものができた。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年度の超過勤務の状況について

警察本部から、「令和3年度の警察職員1人当たりの月平均超過勤務時間数は、16.2時間であり、昨年度と比較すると0.2時間縮減され、5年前と比較すると、本部が2.0時間縮減、警察署が4.3時間縮減、全体で3.5時間縮減という状況である。超過勤務の上限である月45時間を超える職員数の状況については、令和2年度と比較して197人増加している。主な理由としては、2020年東京オリンピック・パラリンピック警備出動、衆議院議員総選挙の違反取締りなどが挙げられる。超過勤務の上限を超える職員数が増加した一方で、職員1人当たりの月平均実績時間数が縮減しているということは、日頃から計画的に業務を推進して縮減に努め、有事に備えるというメリハリの意識が浸透してきているものと認識している。長時間勤務の職員に対しては、所属長等幹部が状況を確認し、月100時間以上の場合など健康管理医による面接指導を実施して健康保持に努めているほか、特定の職員に業務が偏ることのないよう、適正な勤務時間管理を行うこととしている。県警察における超過勤務の実績時間は、縮減傾向を続けており良好な状況ではあるが、長時間勤務の縮減は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点から重要な課題であり、条例により超過勤務の上限時間が定められているほか、労働安全衛生法の一部改正により勤務時間を客観的に把握することが義務付けられていることから、適正な勤務時間管理の徹底等の取組を確実に推進しているところである。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「超過勤務が減少傾向を続けているのは良いことだと思う。勤務時間の中で業務が終わるのがベストなので、是非、管理、指導を継続していただきたい。ただし、数値にこだわって、数値を出すために現場に無理をさせていないかという点も気に掛けていただきたい。説明があったように、一人一人の超過勤務の実態を丁寧に把握した上で、長時間勤務の要因を見極め、適切な助言や指導をしていくことが大事だと思う。超過勤務をしなければならないことも多々あると思うので、必要な超過勤務にはきちんと手当を支給するなど、上司が適切に管理していくことも大事だと思う。」

→本部発言

「確かに数値も重要ではあるが、数値だけを見るのではなく、最終的には一人一人の実質的な状況を確認し、上司が適切に対応していくことが必要だと思うので、引き続き、そのような観点からも取り組んでいく。」

《 委員発言 》

「超過勤務については、本部と警察署の差が大きいというのが一つの問題として挙げられていたと思うが、その差が縮まってきていることは、取組の成果だと思うし、もちろん、全体として減ってきていることも取組の成果だと思う。超過勤務時間が多い職員のケアを適切に行っていただきたいし、特定の職員に業務が偏ることがないように、職員皆で対応できるような体制とするのが一番良いと思うので、そのような点についての指導も引き続き行っていただきたい。」

→本部発言

「引き続き、超過勤務時間が多い職員のケアを適切に行っていくほか、特定の職員に業務が偏っていないかという点にも留意して、取組を進めていく。」

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和4年5月末現在）

警察本部から、「5月中の苦情の受理件数は6件で、内容は、警察官等の言動に関するもの、パトカー等の走行等に関するもの、交通取締りに関するものであり、受理態様は、文書、電話、Eメールであった。また、5月中の処理件数は5件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「以前も、場面場面でどう考えるかという指導が良いのではないかと話しているが、言葉の問題についても、実際にはどう言えば良かったのか考え、具体的に指導していただきたい。交通違反取締りの現場においても、事後の手续や捜査の流れを踏まえた上で、具体的にどのような文言で説明すべきなのかを指導していただきたい。」

→本部発言

「場面場面に応じてどのように説明すべきなのか、事前に教養して、適切に対応できるようにしていきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

国外運転免許証に記載する公安委員長の署名の説明、決裁
免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁
免許取消処分基準該当者の処分軽減の説明、決裁

○ 監察課

岩手県（知事）を被告とする損害賠償等請求事件の控訴報告
警察署に対する業務・サービス監察における座談会の実施報告
監察課業務報告

○ **人身安全少年課**

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告

○ **交通企画課**

運転免許取消処分の取消しを求める審査請求の審理結果の説明、決裁